

ホッブズの法理論

——クック批判を中心に——

高野 清弘

- 一 はじめに
- 二 法の人工的理性とコモン・ローの神話
- 三 コモン・ピープルの自然的理性
- 四 人民の安全 (*salus populi*) と議会
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

トマス・ホッブズ(一五八八—一六七九)の諸著作を繙くとき、誰しもその激しい論争性に一驚するにちがいない。彼は、政治はいうに及ばず数学から神学にいたるまで当時の知のほぼ全領域を戦場として、アリストテレスを始め古代の権威を罵倒し、また同時代の各分野の専門家に挑戦した。本稿は、ホッブズ最晩年の政治的著作とされる『イングリランドのコモン・ローに関する哲学者と研究者との対話』⁽¹⁾(以下『対話』と略記する)を主たる分析の対象とするが、これもまた激し

い論争の書であった。そこにおいて批判の焦点とされたのは、イングランドの法に関する当代最高の実務家にして碩学エドワード・クック（一五五二—一六三四）その人である。

ジェームズ一世の即位（一六〇三年）から「権利の請願」（一六二八年）へといたるステュアート朝初期の憲法闘争の過程でクックが果たした役割については、あまり喋々する要はなからう。彼は、コモン・ロー及びコモン・ロー裁判所の至上性を「狂信的」⁽²⁾と評されるまでに主張し、封建的文書の性格の濃いマグナ・カルタに近代的解釈を施してその神話化に大きく貢献した人物であった。彼によれば、コモン・ローは「もつとも弱い人々を守る最強の要塞」⁽³⁾であり、彼は、この法と「主権者を持たざる盟友」⁽⁴⁾マグナ・カルタに依拠して、ジェームズやチャールズ一世の国王大権の発動による自由の侵害に断固として立ち向かったのである。

ここにクックの経歴を簡略に記すと、⁽⁵⁾彼が法曹及び議会人としての活動を開始したのは、エリザベス一世の治世のことであった。女王陛下の寵臣の一人として数々の顯職を歴任した彼は、はじめはカトリック教徒やW・ローリのごとき政治犯に対してむしろ冷酷でさえあったと伝えられる。彼が反王権の旗幟を鮮明にしたのは、一六〇六年人民訴訟裁判所首席裁判官に任じられて以降であり、一三年には王座裁判所首席裁判官に転じたが、大法官エルズミアと争い、旧敵F・ベイヤンの策動もあって一六年にはその職を罷免されている。しかし、二一年には下院議員に選出され、以後、彼は議会の指導者として独占問題や外交政策をめぐって国王と対峙し、二八年ついに「権利の請願」の起草者となるのである。

ところで、クックはジェームズと対決したごく初期の事例をみずから報告している。問題は、コモン・ロー裁判所と教会裁判所との間の管轄権と優位性に関するものであり、当時のカンタベリ大主教バンクロフトが教会司法権の独立を求めて、それを国王大権と関連させて国王に訴えたことに端を発する。クックによれば、このとき、国王の司法に関する権限を否定しきった彼とジェームズとの間には次のようなやりとりがあったという。

「そのとき国王はいわれた。彼は、法とは理性に基礎を置くものであって、彼も他の者も裁判官同様に理性を有しているものと思う、と。これに対して私は答えた。たしかに神は陛下に卓絶した学問と豊かな天分を授けられました。が、しかし、陛下はこのイングランド王国の法に通曉してはおられません。臣民の生命や相続不動産あるいは動産とか財産にかかわる訴訟は、自然的理性によってではなく、法の人工的理性と判断によって決定されなければなりません。そしてこの法は、それに精通するにいたるまでには、長期の研究と経験を必要とする一つの行為^{アクト}なのです。さらにこの法こそ、臣民の訴訟を裁く黄金の尺度・基準であり、陛下の安全と平和を守るものなのです、と。国王はこれに大いに立腹していわれた。それでは国王は法の下にあることになるが、そう断言することは叛逆にほかならない、と。これに対して私はいった。王は何人、の下にも立つべからず、されど神と法との下には立たざるべからず、とブラクトンが述べております、と」⁽⁶⁾。

ジェイムズは、周知のように学者たることを自負し、その自負の下に君主神授權説を標榜して絶対主義を推進しようとした国王であった。クックは、舌鋒するどくこのジェイムズをしてついに沈黙のやむなきにいたらしめたさまを誇らしげに語っているのである。このようなクックをホップズが批判した意図についてはさまざまに考えられる。⁽⁷⁾『対話』において彼が取りあげた論題は、国王の司法権・立法権・課税権・開戦権あるいは裁判所の管轄をめぐる教皇尊信罪の問題等々その多くが、クック及び彼に率いられた議会が国王と争った具体的問題であった。そしてその一つ一つにホップズは一見国王側を是とし、クックあるいは議会を非とするかのような見解を示している。彼は、この最晩年の著作において、伝統的ホップズ理解がいうところの絶対主義の擁護者たる自己の姿をあらためてあらわにしようとしたのであろうか。

本稿において私は、ホップズのクック批判の論理を検討し、それをつうじて彼の法及び政治に関する思想の一端を跡づ

けることをめざす。その際、厳密なテキスト・クリティックにもとづいて『対話』を再公刊したクロプシーの示唆する(8)ところにしたがい、この『対話』をもってホッブズの政治的遺書とみなす視点からの理解を試みる。ホッブズは、これまでクロプシーの厳密な考証によれば、「早くとも一六六二年以降、遅くとも一六七五年以前」(9)、すなわち王政復古を経てしだいに名譽革命が展望されるにいたる時期に、これを執筆したとされる。このような時期に、彼は、前述の問題を始め大逆罪や大赦令さらには国王と議会との関係といった当時の政治状況と直接にかかわることがらを論じたのである。この『対話』において彼は、精緻きわまりないレトリックを駆使し、ときにはおそらく意識的に両義的な表現さえ使用しているが、それはもとより厳しい時代状況を顧慮してのことであろう。一説によれば、彼は原稿を出版者に渡しながらその公刊を禁じたという(10)。実際、この著作が彼の生前公にされることはついになかったのである。以上が『対話』をホッブズの遺書とみなす所以であるが、遺書においては必ずやそれを綴った者の本心が吐露されていると考えるならば、我々は、苦渋に満ちたレトリックや両義的表現の背後に隠されたホッブズの真意の把握にこそ努めるべきであろう。これが本稿の課題である。そしてこの課題を追求する過程で、クックのいう「もともと弱い人々を守る」という立場を堅持したのは、クックその人ではなくしてホッブズであったことが明らかとなるであろう。

(1) 本稿では、T. Hobbes, *A Dialogue Between A Philosopher And A Student, of The Common-Laws of England*, ed. by J. Cropsey (Chicago: The University of Chicago Press, 1971) をテキストとして使用した。この『対話』からの引用については本文の引用の終りに (p. 55) のように記しそのページ数を示すこととした。

(2) W. Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. V. (London: Methuen, 1924), p. 435.

(3) E. Coke, *The Second Part of the Institutes of the Laws of England*, (London: W. Clarke, 1809), p. 56. ホットクックの『イングラント法提要』からの引用については、2 Inst., p. 56. のように略記する。

(4) Cited in Holdsworth, *op. cit.*, p. 451, n. 2.

- (5) クックの経歴については、ホールズワースに主として依拠した。なお、安藤高行『近代イギリス憲法思想史研究』（御茶の水書房、一九八三年）四三ページ以下参照。
- (6) *The English Reports*, V. LXXVII (Edinburgh: W. Green, 1907), 12 Co., Rep., 65. 以下、クックのこの *Reports* のことには 12 Co. Rep. 65. のように略記す。また、以下の引用文中傍点箇所は特記しないかぎり、ラテン語もしくはギリシア語である。
- (7) クロプシーは、ベーコンの法改革の衣鉢をホッブズが継ぎ、したがって、クック批判においてもホッブズがベーコンを継承したことを強調している。Cropsey, Introduction to *A Dialogue Between A Philosopher And A Student, of the Common Law of England*, pp. 14-5. 野島一郎氏はホッブズの最大の敵が聖職者とコモン・ローヤーであったと述べ、『法の原理』以来の法曹批判の一環として『対話』を理解し、ホッブズの法理論を理性の問題との関連において分析している。野島一郎「ホッブズの法理論とクックの『人工的理性』」『史学研究』一五四号、一九八二年）なお、重森臣広「ホッブズの法律論——コモン・ロー思想への批判と代案——」『大学院研究年報』第一三号、中央大学、一九八四年）、同氏「デヴィッド・ヒュームの政治理論と歴史認識——ホッブズとの比較を手がかりに——」『法学新報』第九三巻第九・十号、一九八七年）参照。
- (8) Cropsey, Introduction, p. 48.
- (9) *Ibid.*, p. 3.
- (10) G. C. Roberson, *Hobbes* (Edinburgh, 1886) rep. ed. (New York: AMS Press, 1971), p. 199, n. 1. Cf. Cropsey, "Introduction," pp. 4 ff.

二 法の人工的理性とコモン・ローの神話

「我々はいわば昨日生まれた者にすぎず、……（父祖から学んで光と知識を与えられなければ）無知のままにとどまっていたであろう。往昔の日々、過ぎざりし時を顧みれば、この地上における我らが日々など影のごときものにすぎない。その往古の日々、法は、もつとも卓越した人々の英知により、あまたの時代の不断の流れの中で、長期にわたる連続した経験（光と真理の試練）をつうじて、純化され洗練されて今にいたった。これは、たとえ全世界のすべて

の人間の英知をおのが頭脳にあわせ持つ人がいたとしても、(人生はあまりに短いので) その人ひとりの力をもって一つの時代のうちに果しうることも、到達しうるころでもない。したがって……何人も法より賢明たるをえないのである⁽¹⁾。

このあまりにも有名なクックの言葉は、ホップズとはまったく異質な精神の世界を我々に垣間見せるものである。周知のように、ホップズの思想的営為は伝統との断絶を判然と意識するところに成立していた。彼は、「一切のヨーロッパの伝統との絶縁を遂行せよ⁽²⁾」と叫んだ思想家であった。この彼にとって、ましてイングランドの「父祖」の英知などまったくの桎梏、一掃さるべき残滓にすぎなかった。これに対してクックは、畏敬の念をこめて絶ゆることのない歴史の流れを語り、その流れの中で集積された先人の英知を称え、そして時の試練にたえて純化された法への無条件的な賞讃を述べているのである。

J・G・A・ポコックの論ずるところによれば、一六〇〇年頃、クックに代表されるコモン・ロー法曹の手によって、特殊イングランド的な法理論——「古⁽⁴⁾来⁽⁴⁾の憲⁽³⁾法⁽³⁾」の理論——がその古典的定式化を見た。その後「イングランドの統治階級」の政治意識を規定しつづけたこの理論は、その基底に先のクックの引用にも見うけられるような独自の歴史観を有するものであった。ポコックに依拠してその大要を述べるならば、それは、イングランドの法の精髓をコモン・ローに求め、「⁽⁵⁾いつの世からとなく中断されることなく継続してきた⁽⁶⁾」慣習であって、「定義からして記憶を絶する⁽⁷⁾」慣行にほかならないこのコモン・ローが、他のすべての人定法を凌駕する最良の法であり、また、「イングランドの法の全体的枠組と……『憲法』は……最古の歴史資料よりもさらに以前の時代から存在した⁽⁸⁾」と主張するものといえる。ポコックによれば、この理論は「一七世紀及びそれ以後のイングランド人がかたくななまでに保持した神話⁽⁹⁾」であった。我々は、E・パークもまたこの神話の支配下にあったことを認めなければならぬ。すなわち、彼は次のように述べている。

「我々の最古の改革はマグナ・カルタのそれである。諸君は、我々の法のあの偉大な權威サー・エドワード・クックと、ブラクストーンにいたるまでの、クックにしたがった実にすべての偉大な人々が、我々の自由の由来を証明しようとするのを見るであろう。彼らが立証しようとしたのは、古い憲章すなわちマグナ・カルタが、ヘンリー一世の発したもう一つの実定憲章とつながっていることであり、また、そのいずれもともに、それよりさらに古い王国不変の法の再確認にほかならぬことであった」。

バークはさらに続ける。このような法律家の思考方法にたとえ細部における誤りが認められたとしても、その誤りはかえって、「我国のすべての法律家と立法者、及び彼らが影響を与えようと願ったすべての人々の精神をつねに満たしてきた往昔に対する強固な先入主的好感を立証し、さらには、もつとも神聖な権利と参政権とを遺産と考えるというこの王国の不変の政策を立証する」ものである⁽¹⁰⁾と。

右のように見てくるならば、クックは、まさにバークのいう「この王国の不変の政策」の基底をなす思考様式の形成に最大の貢献をなした人物であり、ホップズは、クックを批判することにおいて、ポコックによって「イングランドの歴史そのものの産物」⁽¹¹⁾にほかならないとされた「神話」と対決しようとしたということになる。

ところで、ホップズのクック批判の書『対話』は、表題からも分かるように二人の人物の対話の形式をとっている。この二人はもとよりホップズの作りだした人物であって、いずれの側の発言にも彼の思想を読み取ることができる。しかし、強いていえば、表題では「研究者」、本文では「法律家」と呼ばれる側はホップズの法学研究を代弁し、しばしばクックを引用して、ときにはクックの見解に与するかのごとき発言をする。これを批判するのが「哲学者」と呼ばれる側で、こちらはホップズの思想をより直接に代弁するといえよう。

さて、『対話』は、「法律家」が法学研究と教学研究のいずれがより理性的であるかという問を提起し、これに対して、

「哲学者」が次のように答えるというかたちで、いささか唐突に開始される。

「いかなる研究においても、私が検討するのは私の推論が理性的であるか否かである。さて、私はマグナ・カルタから今日にいたるまでの制定法の表題をすべて調べ、私自身にかかわりのあると思われるものは一つのこらず読んだ……。さらに、私は、不動産保有条件に関するリトルトンの著作を令名高い法律家サー・エドワード・クックの註釈書とともに読んだ。……そして「以下の点について」サー・エドワード・クックに同意する……すなわち、理性に反するいかなるものも法ではなく、理性こそが法の生命であり、否それどころかコモン・ローそれ自体理性にはかならないということである。……「ところが」私が以上の考察をなし、それが真実であり、正しい思慮を有する人ならば何人によっても否定されないほど明白なことだとみなしたとき、私の理性は停止してしまった。というのは、そのことは世界のすべての法を無効にするからである。けだし、これを根拠とするならば、いかなる人間であれ、一切の法についてそれは理性に反しているといい、それを不服従の口実とすることができるからである」(pp. 54-5)。

これに対して、「法律家」は、クックの『イングランド法提要』の逐語的引用をもつて答える。

「ここにいう理性は、長期の研究、観察そして経験によって獲得された理性の人工的完成と解されるべきであって、すべての人間の自然的理性のことではない。生まれながら名工たる者なし、である。この法的理性が最高の理性であり、それゆえ、かくも多くのそれぞれの頭脳に分散している理性がすべて一人の人物の頭脳に統合されたとしても、その人は現在のイングランドの法のごとき法を作ることにはできないであろう。というのは、イングランドの法は、あまたの時代の不断の流れの中で、無数の謹厳にして学識ある人々によって純化され洗練されて今にいたったからである」(p. 55)。

ホップズはこうして、『対話』の冒頭、クックがジェイムズとの対決において主張した「人工的理性」の観念を論題と

して取りあげた。以下『対話』全編をつうじて、この観念に対する論駁が中心的テーマの一つとなる。まったく執拗なまでに「人工的理性」を口にし、「長期の研究、観察そして研究」を強調するのが、クック一流の戦略であったことを理解するのはたやすい。コモン・ロー法曹は、ローマ法を含む諸外国の法に比してイングランドのコモン・ローが優越すると主張して、それを理性と等置したが、そのことはホップズの指摘からもうかがえるように、万人に法に対して「異議を唱える」(6.58)ことを許す「両刃の剣」であった。したがって、彼らは、イヤー・ブックに通暁し、ブラクトンを始めとするあまたの法の権威を縦横に引用することのできる彼ら法曹の専門的知識を誇示して、「法の番人としての法律家の特権的地位を守」ろうとしたのである。⁽¹³⁾

さらにこれを「いつの世からとなく」という歴史理解が補強した。たとえば、法律家トマス・ヘドレイは、「時間こそが真理の審判者であり、人間のすべての英知、学問、知識の作者であ」って、「人間のあらゆる法にそのもつとも主要な力と名誉と評価を与えるのは時間にはかならない」⁽¹⁴⁾と述べている。であるならば、コモン・ローに対して最高の法たるの地位を附与したのは、「記憶を絶する」過去から不断に継続してきた時の流れそのものということになる。とはいえ、これは必ずしもコモン・ローが太古から不変であるということの意味するものではない。コモン・ローは成文法ではないがゆえに変化を許容する。それはイングランドの歴史と軌を一にして発展してきた「柔軟なシステム」なのである。コモン・ロー法曹は、このことを理由に、この法がその時々の時代の要請に合致した法でありつづけてきたと主張し、またそのことに、コモン・ローの優越性の主たる論拠を求めた。⁽¹⁵⁾これがヘドレイのいう「時の試練」⁽¹⁶⁾、クックの「光と真理の試練」の意味である。しかし、この試練の具体的担い手は、あくまでもクックの言葉でいえば「無数の謹厳にして学識ある人々」、すなわちいく世代にもわたって先例を顧慮しつつ法を宣言してきた法曹に限定されることを看過してはならない。こうして、コモン・ロー法曹は、法の歴史性と法学の専門性を強調し、コモン・ローに関する知識を彼ら法曹の狭い「ギ

ルド⁽¹⁷⁾」の独占物、ホップズの皮肉まじりの表現をもってすれば「秘儀」(p. 88)と化そうたのである。

右のようなクックたちの戦略は反国王闘争において一定の成果を見た。彼の報告を信ずるかぎり、「法の人工的理性」をふりかざす専門家クックの発言に対してディレタントにすぎないジェイムズは沈黙した。また、上述のコモン・ローの歴史的性格の強調は、この法が保証する権利にも「いつの世からとなく」という性格を与え、国王の恣意的干渉から臣民の権利を守る防波堤ともなった。⁽¹⁸⁾

しかしながら、クックたちが法の知識の「秘儀」化をおし進めたとき、この秘儀への参入を拒否されたのはひとり国王のみではなかった。「法の下に立たざるべからず」の原則は議会にも適用された。ヘドレイはいう、「議会はその権力と権威をコモン・ローから受け取ったのであって、コモン・ローが議会からそれを受け取ったのではない」⁽¹⁹⁾。したがって、議会制定法もコモン・ローの下位に立つのであり、両者が矛盾したとき、クックは判然とコモン・ローを優先せしめた。「多くの場合、コモン・ローが議会制定法を支配するのであり、ときにはそれをまったく無効と宣告することもある」⁽²⁰⁾。このような立場は、サマヴィルが述べているように、結局は、「立法に関する主権」⁽²¹⁾を法曹が保持するという主張であったといえよう。

また、社会の下層の人々、バークをもじっていえば「遺産と考える」ことのできるような権利を持たない人々にも、法の秘儀は無論閉ざされていた。コモン・ロー裁判所は必ずしもこの人々を保護せず、煩雑な手続きや高額な経費はむしろ怨嗟的であった。クックが管轄権を争った大法官府裁判所などの衡平法裁判所が必要とされた所以は一つにはここにあった。シェイクスピアは、『ヘンリー六世』の中で肉屋のディックなる人物に、「まず第一に、法律家連中を皆殺しにしてえな」⁽²²⁾と叫ばせているが、これはあながちゆえなしとしない科白であった。レヴェラーズのリルバーンは、「一方の手に聖書を、他方の手にクックを握つ」⁽²³⁾て革命に身を投じながら、結局は、「マグナ・カルタもコモン・ローも、彼がその確

立されることを待ち望んだ自由を保証するものではないということを確信⁽²⁴⁾するにいたったのである。

右のように見てくるならば、クックたちの少くとも第一義的関心は、法の「秘儀」化をつうじて彼ら法曹の「ギルド」の特権的地位を守ることにあつたということにならう。ホッブズはこのような立場に立つクックを激しく非難、攻撃する。クックの主張する「人工的理性」、「法的理性」とはなにか。「クックのいわんとするところは、一人の裁判官の理性あるいは全裁判官(これに国王は入らない)の理性があつた最高の理性であり、またまさしく法そのものにはかならないということだ、と私は思う」(p. 9)。また、クックが、「国王は、司法に関する彼のすべての権力を各裁判所に委託した」のであるから、国王に裁判権はないと論じたこと⁽²⁵⁾を反駁しながら、「いったいどこまで彼は、彼自身や他のコモン・ロー裁判官の権威の増大を望めば気がすむのか」と慨嘆してみせる(p. 88)。ホッブズによれば、クックがたびたびラテン語の文章を挿入するのも、「彼自身の意見がまさにイングラントの法の土台である」と人々に信じ込ませて、国王の権威を滅殺しようとしてのことである(p. 98)。さらに、彼は、クックの刑法理論の苛酷さと不合理性を批判しながら、「彼の定義が法の規則でなければならぬとすれば、彼が好き勝手に重罪とすることができないものはなにもないではないか」と叫んでいる(p. 119)。ホッブズによれば、クックは要するに、「司法に関する一切のことがらを……コモン・ロー法曹に独占せしめようとした」のである(p. 118)。

もとより『対話』はクックに対する非難の言葉をただ書きつらねたものではない。ホッブズはもう一方の敵であつた聖職者に対しては彼独自の聖書解釈と神学をもって対抗した。そのときと同様、この場合も彼はいわばクックの土俵で戦うのである。すなわち、彼はクックの法解釈の誤りを糺し、クックが大法官や重罪などの語源に関する学識をひけらかすならば、彼も、同様の議論を展開する(pp. 91-2 & pp. 110-1)。さらに、彼によれば、ブラクトンを始めとする法の権威に対するクックの解釈には重大な誤解が認められるのである(e. g. pp. 73-4 & p. 116)。しかし、ホッブズのクック批判の内容を

具体的に検討することは次節の課題として、ここでは両者の思想の差異がもっとも明瞭に看取される一つの論点を考察するにとどめる。その論点とは、すなわち本節の冒頭で紹介した歴史理解の問題である。

我々はすでに、クックをはじめとするコモン・ロー法曹の法理論が一つには彼らの特異な歴史理解に根拠づけられていたことを見てきた。ここであらためてその特異性を問うならば、歴史の重要性をあれほど強調した彼らにあって、法や制度の「起源」⁽²⁶⁾に対する関心が奇妙なまでに希薄であったことを指摘しなければならぬ。奇妙といったが、これには無理由がある。ある法や制度が歴史上の特定の時点に起源を有するとすれば、その立法行為あるいは制度創設の主体が問題となるが、それが国王であれ議会であれ少くともコモン・ロー法曹でないことは明白であった。したがって、この帰結を免れるためには、彼らにとって、法や制度は「いつの世からとなく」存在してきたものでなければならなかった。ここではまさしく「歴史は政治そのものであった」⁽²⁷⁾。こうして、クックによれば、「議会の制定法はイングランドの古来の法の宣言にすぎ」⁽²⁸⁾ず、マグナ・カルタも、「イングランドの古来の法と自由を宣言したものであり、したがってなんら新たな自由がこれによって認められたわけではない」⁽²⁹⁾ということになる。ここに、「起源」の問題は、「記憶を絶する」過去のこととして——アブラハムより以前にイングランドに法が存在したときさえ主張された⁽³⁰⁾——歴史の闇に消え、法あるいは制度が不断に存続してきたこと、すなわちその連続性が強調された。

しかしながら、このような立場にとって決定的に不利な歴史的事実が存在した。それはノルマン・コンクエスト⁽³¹⁾にほかならない。「ノルマンディの庶子」ウィリアムが、そのイングランドの征服に際し、それ以前の法や制度を一切廃棄して、軍事力を背景にまったく新たに法や制度を創設したとすれば、クックたちの拠って立つ基盤はもろくも瓦解する。征服の権利によってウィリアムに可能であったことは、彼を継承したイングランド歴代の国王にも可能であり、したがって、ジェイムズにもチャールズにも自由に法を改廃する権利があるということになる。これがクックに容認できるわけ

はない。彼は、「我々は征服王からはできるだけなにも導出しないようにしよう⁽³²⁾」と述べ、「我々のコモン・ローの基礎は、その起源については一切記憶や記録を越えており、ノルマンの征服王も〔征服の際〕イングランド王国にすでにそれが存在しているのを見たのであった⁽³³⁾」と語る。また、ホップズのクック批判を反批判した王政復古期の王座裁判所主席裁判官マシュー・ヘイルは、征服の事実自体を否定し、ウィリアムがエドワード告白王の正統な継承者であったと論じた。彼によれば、そのとき、「イングランド人の法、財産、自由土地保有にはなんら全般的な変更はなかったのである⁽³⁴⁾」。

ノルマン・コンクエストあるいは征服一般を論じてクックやヘイルと対蹠的な立場に立ったのが、ホップズであった。彼は、国王の課税権を否定したピューリタン革命以前の議会派の見解は誤りであるとして、それとの関連で、「そのような人々は、征服王の時代に我々がいかなる状態に置かれたのか分っていないのだ。そのとき、イングランド人であることは恥であった。すなわち、「当時の」イングランド人は、もし、ノルマンの主人たちによって卑しむべき仕事を命じられ、そのことに文句をいったとすれば、お前はイングランド人でしかないではないかという答しか受け取らなかったのだ^(p. 59)」と述べている。彼によれば、征服に際し征服された者の土地はすべて征服者の掌中に帰し、その意のままに処分される。ヨシユアはカナンの地を、ローマの君主やギリシアの諸都市はその征服した領土をそのようにして処分した。「今日、トルコ人の中にスルタン以外に土地の継承者はいるだろうか。そして、イングランドのすべての土地はひとたびはウィリアム征服王の手中に帰したのではないか^(p. 160)」。また、被征服者は征服者の法にしたがわなければならないのであって、その逆ではない。「戦争により征服者への絶対的服従へと導びかれた国民は、その服従を強制した武力によって、征服者の法への服従を強制される」のである^(p. 59)。「国王は書かれたると書かれざるを問わず神の法には服従するが、他のいかなる法にもしたがわれない。ウィリアム征服王がそうであった。そして、彼の権利はすべて我々の現在の国王に引き継がれたのである^(p. 67)」。

以上のようなホッブズの言葉に、『自由な王国の眞の法』⁽³⁵⁾におけるジェイムズの口吻をかき取り、ホッブズは征服の権利にもとづいてスチュアート絶対主義を正当化したのであると解することはたやすい。しかし、彼の真意ははたしてそこに存したのであろうか。この問に答えることは後節の課題として、我々はここでは、ホッブズの征服論においてはそれが、クックたちのいう不断に連続してきた歴史を切断する機能を果していることに注目しておきたい。すなわち、彼の説くところによれば、征服に際し、それ以前の法は一切停止し、土地の所有権も特権も地位もすべて烏有に帰し、被征服者はまったくの恥ずべき状態におとされる。ノルマンの征服者の圧倒的な力の前では、エドワード王の法も、ギリシア語を語ったイングランド人の高貴な父祖たち⁽³⁶⁾への誇りも、なんの役にも立ちはしなかったのである。

要するに、ホッブズは征服という例外状態を論ずることによって、たえざる歴史の流れの中にふいに姿を現わしてその流れを断ち切るあの自然状態の恐怖を語っているのである。しかも、ピューリタン革命の「内乱の悲惨」(p. 65)を生々しく経験した彼にとって、それは「記憶を絶する」過去の物語ではありえなかった。彼は述べている、「制定法がなければ、万人が万物に対して権利を有する。我々は、我々の法が内乱によって沈黙せしめられたとき、これを経験した。そのとき、いかなるものについてであれ、確実にこれは自分のものだといえる人は一人もいなかったのである」(p. 73)、と。万人が万物に対して権利を有する状態とは、ホッブズにあっては自然状態にほかならない。こうしてホッブズによれば、イングランドの歴史は、ノルマン・コンクエストとピューリタン革命とにおいて少くとも二度、その連続性を断ち切られたのである。

(1) 7 Co. Rep. 4a.

(2) H. Arendt, *The Origins of Totalitarianism* (New York: Harcourt Brace Jovanovich, 1951) 大島通義・大島かおり訳『全体主義の起源』2 帝国主義』(みすず書房、一九七二年)三四ページ。なお、この翻訳はドイツ語版によるものである。

(3) J. G. A. Pocock, "Burke and the Ancient Constitution," in his *Politics, Language and Time* (New York: Atheneum,

1973), p. 209.

- (4) D. M. Jones, "Sir Edward Coke and the Interpretation of Lawfull Allegiance in Seventeenth-Century England", *History of Political Thought*, Vol. VII issue 2, Summer 1986, pp. 322-3.
- (5) 佐々木 昭彦(Shoichi Sasaki), J. P. Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603-1640* (London: Longman House, 1986) を参考として、以下に引用している。この書に引用されたのは十七世紀の法律家の言葉を、ホロウタの見解を補強するものとして用いた。しかし、サマヴィルは上記の論文では、ホロウタに代表される「正統的見解」を駁している。「History and Theory: The Norman Conquest in Early Stuart Political Thought', *Political Studies* (1986), xxxiv. Cf. C. Brooks and K. Sharpe, "History, English Law and the Renaissance", *Past and Present*, Vol. 72, 1977.
- (6) J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law* (New York: W. W. Norton: 1967), p. 33. 上の言葉自体は十七世紀初頭のメイソラント法務長官ジョン・ナイトマンのものとされる。Sir John Davies, "Le Primer Report (1615)," in ed., by D. Wootton, *Divine Right and Democracy* (Harmondsworth: Penguin Books, 1986), p. 131.
- (7) *Ibid.*, 37.
- (8) Pocock, "Burke and the Ancient Constitution," p. 209
- (9) Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, p. 36.
- (10) E. Burke, *Reflections on the Revolution in France* (Middlesex: Penguin Books, 1968) pp. 117-8. なお、ナイトマンの翻訳に際し、水田洋訳「フランス革命についての省察」『世界の名著 34』(中央公論社、一九六九年)を参照した。
- (11) Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, p. 55.
- (12) 1 *Inst.* p. 97 b.
- (13) Sommerville, *op. cit.*, p. 89.
- (14) Cited, *ibid.*, p. 90.
- (15) *Ibid.*, p. 91.
- (16) Cited, *ibid.*, p. 90.
- (17) 野鷹一郎「前掲論文」三二二ページ。
- (18) Cf. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, p. 37. ホロウタは絶対主義の側の攻勢がこのような歴史意

識を強化したと述べている。

- (19) Cited in Sommerville, *op. cit.*, p. 95.
- (20) 5 Co. Rep. 118 a. ホーキンスの「この時期まだ議会による立法という観念が定着していなかったと述べている。 J. N. Figgis, *The Divine Right of Kings*. rep., (Gloucester, Mass: Peter Smith, 1970), pp. 228 ff.
- (21) Sommerville, *op. cit.*, p. 96.
- (22) 小田島雄吉訳『ヘンリー六世 第二部』(白水社、一九八三年)一四九ページ。
- (23) C. Hill, *Puritanism and Revolution* (London, Secher & Warburg: 1958), p. 28.
- (24) *Ibid.*, p. 76.
- (25) 4 *Inst* p. 71. 野島一郎「前掲論文」三二—二ページ参照。
- (26) Sommerville, *op. cit.*, p. 105.
- (27) Hill, *op. cit.*, p. 73.
- (28) 2 *Inst.*, p. 528.
- (29) *Ibid.*, p. 3.
- (30) Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, p. 37.
- (31) ノルマン・コンクエストあるいは「ノルマンの軛」はこの時期以降とくは、革命・革新運動との関連でさまざまに論議され、タイギリス政治思想上重要な論題である。ヒルは先に引用した著作の第一部第三章をこれにあてている。なお、この部分の翻訳が出版されており、関連個所についてはそれを参照した。紀藤信義訳『ノルマンの軛』(未来社、一九六〇年)。
- (32) 3 *Inst.*, Proeme.
- (33) Cited in C. Hill, *op. cit.*, p. 65.
- (34) M. Hale, *Reflections by the Lrd. Chief Justice Hale on Mr. Hobbes His Dialogue of the Lawe*. これは「ホルズワース『前掲書』に附録Bとして収録されている。したがってページのページ数を附す。 Holdsworth, *op. cit.*, p. 507. Cf. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, pp. 42 ff.
- (35) 「ノルマンディの庶子がイングランドにきたり、彼みずからを国王としたとき、それは力によりかつ強力な軍をもってなされたのではなかったか。そこで彼は法を与え、なら法を継承せず、法を変更し、政治の秩序を逆転して、彼の家臣にして異国人

であった者に多くの旧来の所有者の土地を授けそれを安堵した。今日にいたるも明らかに、イングランドのジェントルマンの大部分はノルマンの血統の出身であり、今日までイングランド人を支配してきた彼らの旧来の法は、彼の言語〔フランス語〕で記されており、彼の言語〔英語〕で記されてはいるが……」。James I, "The Trew Law of Free Monarchies," in *The Political Works of James I*, ed. by C. H. McIlwain (Cambridge, Harvard University Press, 1918), p. 63.

(63) Sir Edward Coke, "Le Tierce Part des Reportes" in D. Wootton, *Divine Rights and Democracy*, p. 144.

三 コモン・ピープルの自然的理性

「法及び政府の基本形態を構想するに際し、それはごくまれにしか生起しない事態にそくしてなされなければならないなどと考えるのは狂気の沙汰である。いわばそれは、七年に一度の病気の際に用いるからといって、毎度の食事に苦い薬草を食べるべきだというにひとしい⁽¹⁾」。これは先述したヘイルがホッブズ批判として述べた言葉である。たしかにホッブズは、この『対話』においても前節末尾で触れたように、征服や内乱といった「ごくまれにしか生起しない事態」、換言すれば例外状況への言及をたびたび行なっている。

翻えて『対話』以前の諸著作を顧みても、例外状況の観念はホッブズ思想の中核に位置していたといえる。彼が初めて世に問うたのは、ツキジデス『ペロポネソス戦争史』の翻訳であった。これは周知のように、二十数年に及ぶアテナイと、スパルタとの抗争を記録した歴史書であり、全編例外状況の記述に終止するとさえいえる書物である。「権利の請願」の翌年この翻訳を公刊したホッブズは、以後母国イングランドの動乱の渦中で再三度にわたって政治学的著作を著し、そのたびにあの悪名高い自然状態論を展開した。彼の説く自然状態は、一切の秩序の消滅を論理の上で仮構するところに成立するものであって、歴史的な仮説ではなく、むしろ例外状況の理念型にほかならないというべきであろう。

ホッブズ思想における例外状況の意味を、私は以前別の機会に、それが我々人間に対して、平穏な日常にあっては知

りえないみずからの現実を知らせる一種の認識論的装置として機能する点に求めた。「誇り高ぶる者の子」⁽²⁾たる人間は、平和や繁栄の中では「うぬぼれ」の迷妄にとらわれて「自分自身の暗黒」さえ知りえない。「不慮の災難」、「不幸な出来事」、その最たるものとしての征服や内乱のような例外状況は、そのような自己偽瞞への惑溺から人間を解放し、虚飾や夾雑物を排除して人間に対してみずからの真の姿を知らせるのである。⁽³⁾

さて、『対話』にもどる。前節で言及したように、ホッブズは、クックの歴史の連続性の観念を否定するために、ウィリアムの征服を論じたのであった。ホッブズによれば、そのときイングランドの人々はひとしなみに「イングランド人ではない」者にされた。通常の社会生活を前提とするかぎり、人間がまったく無差別、平等にあつかわれることなどありえない。しかし、征服はイングランド人からその法、財産、特権、地位を奪った。「遺産としての権利」を有する者とそうでない者との差違はそこでは消滅し、イングランド人はすべてたんなる被征服者とされたというのである。例外状況は、このようにして歴史の流れを断ち、その切断面において「人間以外のなものでもない」⁽⁴⁾存在へと限りなく還元された人間の姿を我々につきつけるのである。

ホッブズがその政治理論を人間論から始めたということは、しばしば述べられるところである。それは法の場合にも同様であった。彼は、クックがイングランドの歴史の流れに自己の理論の根拠を求めたのに対し、みずからの法の理論を人間の本性に定礎しようとする。そのことは、ポコックのいうクック理論の「島国的偏狭さ」⁽⁵⁾を越えた普遍性をホッブズの理論に与えるであろう。だが、ホッブズのいう人間の本性は、ヘイルも指摘するように、あくまでも例外状況に逢着した際あらわとなる人間の本性であることを忘れてはならない。ウィリアムの圧倒的な力やピューリタン革命の内乱の悲惨、あるいはそれに類した例外状況に対する恐怖によってみずからの弱さを自覚せしめられた人間、ホッブズの法の理論はここから出発するのである。

「私は庶民の一人であり、どこにでもいる無数の人間の一人にすぎない……その私はどうすれば、異った言葉を語り、我々を軽蔑し、我々を奴隷にしようとする傲慢不遜な異国人の支配から我身を守るであろうか……そしてまた、私は、内乱渦中の諸党派の残虐がもたらす破滅をどうしたら回避できよう……私も、君も、いかなる人間であれ、破滅させられてよい人間などいようはずがない……」(p. 61)。

ホッブズは、主権者の必要性を説く文脈において、右のように「哲学者」に語らせた。この言葉、とくにその後半部分は、生涯切実に母国の平和を希求した彼の真実の叫びであろう。だが、このようなことはクックならばけっして口にしなかつたものにちがいない。ホッブズはここでたんなる人間として語り、庶民^{コモン・ピープル}普通の人と自己を規定する。庶民にとって、なによりもまず、自分の生命、生活が問題である。彼らは、自己の生命、生活が他者によって抹殺あるいは破壊されることを恐れ、そのコロシアムとしてみずからの属する政治社会の崩壊を恐怖せざるをえない。ホッブズはこの「普通の人」の願いを自己のものとして卒直に述べているのである。祖先がギリシア語を話したか否かなど、庶民の関心事となるわけもなかつたのである。⁽⁶⁾

ホッブズはこの普通の人の「たんなる自然的理性」(p. 108)をクックの「人工的理性」と対置する。「生まれながら名工たる者なし」という命題から法学の専門性を導出したクックを論駁して、次のように彼は述べている。「たしかに生まれながらに理性を使用しうる者はいない。しかし、人間はみな成長すれば理性を使用できるようになるのであって、その点法律家となんらかわりはない。そして、「成人した」人間がみずからの理性を法に適用するならば……「その人は」サー・エドワード・クックその人と同じ程度に司法の任に適し、またその能力を有するということになる」(p. 62)。したがって、「私が裁判官の職務を遂行できるようにするには、一、二カ月もあれば十分だ」ということにもなる。クックが聞けば激怒したにちがいないことを語って、ホッブズは「それを傲慢と受け取ってはならない」という。けだし、それは理性

とコモン・ローとを等置したクックの主張を逆手に取るものにすぎないからである(5, 6)。ホッブズはこうして、人工的理性の観念を拒絶し、逆に、普通の人間の「たんなる自然的理性」による審判の場に、王座裁判所首席裁判官クックの法理論を引き出すのである。

たとえば、クックは、不動産は盗みえないというコモン・ローの法理から、不動産に附属しているもの——畑の作物、木になっている果実、不動産に関する捺印証書の入った箱等々——も不動産から分離されないかぎり盗みえないと論じた。(7) ホッブズは、このことからすれば、他人の麦畑で麦を刈り取り、それを地面に置くことなく荷車に積んで運び去った場合、その行為は窃盗罪(Larceny)には該当せず、たんなる不法侵害(trespass)にすぎないが、麦束をいったん地面に置いたのちに荷車に積みあげ、不動産から分離された麦の窃盗であり重罪(Felony)となるではないかと述べている。三百代言もかくやという話ではあるが、重罪ということになれば、通常全財産没収の上死刑に処せられたのであって、これはけつしてたんなる言葉の問題ではない。かくして「哲学者」は次のように問う。「風に吹き落とされたり、地に落ちて朽ちかかっているわずか一シリングほどの材木を盗んだ者が絞首刑にされ、二〇シリングあるいは四〇シリングもする立木を奪った者は損害賠償をすればそれですむというのは、あまりにも良心に反することではないか」。これに対する解答としてホッブズが「法律家」に語らせた言葉には、まさしくホッブズの面目躍如たるものがある。曰く、「しかし、いつの世からとなくそのようになされて今にいたったのである」と(pp. 119-20)。

すでに言及したように、クックのコモン・ローの理論は弱者に対してむしろ苛酷であった。ホッブズはこの点をも批判する。クックによれば、偶然もしくは自己防衛のために人を殺した場合には、その直前の行為の合法性が問題となり、それが法に反する行為であれば、謀殺(murder)ということになる。(8) ホッブズはこれに対して、それでは、りんごを盗もうとして木に登り誤って木から落ちた少年が下にいた人を殺したとすれば、その少年は死刑に処せられるということになるが、

その少年はりんごを盗んだことについてのみ裁かれ、六ペンスもしくは一シリングの損害賠償を科せられるのが至当であろうと反論している (pp. 115-6, cf. p. 147)。また、先行する不法行為や悪意が存在しない純然たる偶然もしくは正当防衛による殺人について、クックは、この場合判決は下されないが被告の全財産は没収されると述べた。⁽⁹⁾ ホップズはいう、「絞首刑の判決には、財産没収の判決が含まれるとクックが論じていることは承知しているが、これが私には理解できない」。まして、「あらかじめ判決が下されることなく、刑〔財産没収〕が科せられる……などということは理解できない」(p. 148 & cf. pp. 146~150)。くわえて、クックにしたがうなら、陪審が無罪と認めながら財産を没収される事例もある。たとえば、殺人事件の際、無実にもかかわらず有力者によって告発された者が、その有力者の力によって有罪の判決を下されることを恐れ逃亡したとする。クックによれば、この被告はのちに殺人について無罪とされたとしても、逃亡の罪は免がれず、全財産を没収されなければならない。⁽¹¹⁾ 「なんと非キリスト教的で忌まわしい理論であろうか。」(p. 151)。「リヴァイアサン』においてもクック批判の一環としてこれに言及していたホップズは、ここではいささか大仰に慨嘆してみせるのである。⁽¹²⁾

ホップズのクック批判を続ける。ジェイムズ一世の第九年、コモン・ロー裁判所は異端者火刑令状を発給し、アリウス派のレガートなる人物を火刑に処した⁽¹³⁾ (p. 145)。しかし、ホップズによれば、異端に関するかつての制定法は、宗教改革以後多少の右余曲折を経て、エリザベスの治世第一年に最終的に廃止された。そのことはクックも認めていることからすれば、レガートの火刑に制定法上の根拠はない。ではそれは理性によるのか、慣習によるのか (p. 129)。そもそも、クックが叛逆罪に次ぐ重罪とみなした異端⁽¹⁴⁾とは何か。みづから無神論者の嫌疑をいくたびとなくかけられたホップズは、語源にさかのぼって、異端の何たるかを論じ、それを処罰することの不当性を訴える。すなわち、彼によれば、異端とは古代ギリシアにおいて各学派^{セクト}の教説を意味した言葉であって、本来「私的な意見」と解するのが正しい。このような異端を火

刑という極刑をもって罰することとなったのは、ひとえに「教皇の座を王冠の上に置」こうとしたローマ・カトリック教会の企図に出るのである。そのため、イングランドでもローラード派をはじめとして、⁽¹⁵⁾宗教改革を経た今となっては「敬神の念厚い」としかいえない多くの人々が、その「敬神」のゆえに火刑に処せられてきた。しかし、エドワード六世の治世に、「異端に対する処罰が一切廃止されるとともに、その本質も変化し、異端は本来のそれ、すなわち私的な意見とされた」。その後メアリの反動もあったが、それもエリザベスによって否定された。ホップズは以上のように論じて (pp. 122-6)、胸中私的な意見、学説を信奉することによって、その人間を処刑すべき根拠が存在しないことを力説する。彼はいう、「いったい理論と火刑との間にいかなる釣り合いがあるというのか」、(p. 131)、と。

クックが容認した刑罰の残虐さもホップズの非難するところとなった。なにしろ、たとえば大逆罪に関する刑は、「牢獄からずの子ぞりに乗せて刑場へ運び、そこで首を縛り生きてまま地面に横たえて、内臓を引きずり出す。なお絶命せざる場合は火刑に処す。首を切り、死体は四つに裂いて……」⁽¹⁶⁾というものであった。ホップズは問う、「裁判官は法にのって判決を下さなければならないが、このような判決はなんら制定法の規定するところではない。それでは、サー・エドワード・クックは、理性によるにせよ慣習によるにせよ、いったいどのようなようにしてそれを正当化するのか」(p. 143)。

また、クックは、コモン・ロー裁判所の管轄権を拡張するために、教皇尊信罪を大いに利用したが、ホップズによればこの罪に関するクックの解釈には疑問がある。⁽¹⁸⁾けだし、それにしたがうならば、ただ訴訟を提起すべき裁判所を誤ったという理由だけで、法の保護の外に置かれ、財産を失い、捕えられれば終身刑に処せられるということになりかねないからである (p. 135)。くわえて、ホップズは、クックがあまりに贅沢な食事や服装、住居を犯罪のカタログに列挙し、⁽¹⁹⁾国王に媚びることをも犯罪とみなした⁽²⁰⁾ことにも疑義を呈している。そのような私生活上のことからや、媚びたか媚びないかといった人間の内面に立ち入らなければ分らないことからは、世俗の裁判所の判断にはなじまないというのである (p. 139)。

さて以上のようにして、ホッブズはクックの理論を完膚なきまでに批判してみせた。この批判の過程で彼は、法曹の知識を「理性の人工的完成」と誇ったクックに対抗し、あるいはむしろ嘲笑するかのようになり、「理性」及び「理性の法」という語を執拗に繰り返した。「それは理性からあまりにかけ離れていて、私には馬鹿げたこととしか思えない」(p. 119)、「そんなことは理性の法ではありえない」、「このようなことを理性の法が是認するのか」(p. 147)、「君はなんらかの理由〔性〕を私に示しうるか」(p. 149)。クックの誤謬を剔抉しながら、「哲学者」は「法律家」に詰めよる。これに対して「法律家」は、クックを弁護しようにも、すでに引用したように「いつの世からとなくそのようになされて今にいたったのである」とか、「理性〔由〕は慣習にある」(p. 149)としか答ええない。こうしてホッブズは、クックの理論の個々の内容を批判するのみならず、前節で検討したコモン・ロー思想の根幹をなす思考様式そのものの欠陥を讀者に深く印象づけるのである。「ホッブズの本質的な理性主義は、コモン・ローが行ったように、たんに慣習や先例をいい表わしたにすぎないことながらを法と呼ぶことには憤慨するほかなかったのである」⁽²¹⁾。今や、クックに対する判決が下される。「私は、サー・エドワード・クックの『提要』の場合ほど貧弱な推論を、他のいかなるイングラウンド法に関する著作家にも読んだことはまったくない」(pp. 156-7)。

しかし、右のように見てくるとき、ひとつの疑問が生じるのを禁じえない。すでに前節で述べたように、『対話』の冒頭、ホッブズは、「理性に反するいかなることも法たりえない」と述べて法と理性とを等置したクックの論理を承認する一方、それがかえって法と理性との矛盾、相剋という事態を惹起し、「不服従の口実」となりかねないと指摘していた。したがって、彼は、法と理性という難問の前で彼自身の理性を「停止」せしめ、理性を用いて法を論議するべきではなく、法にはひたすら服従すべきであると説いたのである (pp. 54-5)。

しかし、それにしてはホッブズの理性の名によるクック批判は激しかった。それはあのレヴェラーズのオーヴァトンを

想起せしめるものがあるといつてもいい。彼もまた、「理性に反するいかなることも法たりえない」という立場に立ち、「理性は先例を持たない。けだし理性こそがあらゆる正しい先例の源泉だからである」と述べて⁽²²⁾、彼らを弾圧する側に回った勢力と戦ったのである。いったいホッブズは、彼自身の言葉に反し、みずから禁じた法への「異議申し立て」(p. 55)を行ったのではないのか。我々はこの疑問に対して「然り」と答えなければならぬ。法が理性と相剋するならば、すなわちたとえば、人間の本性からして遵守不可能なことを命じる場合には、糺されるべきは法であって理性ではない。これは一例を挙げれば、先に言及した自己防衛の問題との関連で、彼の明言しているところである(p. 150)。この意味において彼は、制定法の「文言の字義通りの解釈」⁽²³⁾(傍点ホッブズ)をも退けている。法の文言への拘泥が、「正直な人間の侵害、抑圧さらには破滅」をもたらすようなことは、彼にとってありうべからざることであった⁽²⁴⁾(pp. 97-8)。かくして我々は、『対話』全篇をつうじて、ホッブズの理性はコモン・ローのみならず制定法に対しても、否、他のいかなるものに対しても、「停止」してはいないといわなければならない。

- (1) Hale in Holdsworth, *op. cit.*, p. 512 ホールズワースとポコックは、ヘイルの思想とバークの思想の類似性を指摘している。たとえば、バークも次のように述べている。「私は、抵抗や革命についてのこの絶え間のない話や、国家構造に関する極端な菓を日々の糧とする習慣を好んだことは一度もない。それは社会の慣習を危険な病的状態にする。それは、自由への我々の愛に対して昇汞剤を定期的にとり、カンタリスの刺激剤を繰り返し飲むことにはかならない」。Burke, *op. cit.*, p. 154.
- (2) *Leviathan*, p. 166. 邦訳二一〇ページ。『リヴァイアサン』からの引用は、初版本のページ数を挙げ、水田洋・田中浩訳『ホッブズ、リヴァイアサン 世界の大思想13』(河出書房、一九六六年)のページ数も邦訳として掲げる。
- (3) 拙稿「トマス・ホッブズの歴史の観念」(『大東法学』第二二号、一九八五年)二二五ページ以下参照。
- (4) アレント『前掲訳書』二八ページ。
- (5) Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, p. 56.
- (6) たとえば、レヴェラーズのオーヴァトン⁽²⁵⁾は次のように述べている。「我々の父祖が何であろうと、彼らが何をし、何をされた

にせよ……我々は現代の人間であって……」。R. Overton, "A Remonstrance of Many Thousand Citizens," 1646, in *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution 1638-47*, ed. by W. Haller, Vol. III (New York: Columbia University Press; 1933) (pp. 4-5), pp. 354-5. レヴェラース関係の文献については、渋谷浩編訳『自由民への訴え』（早稲田大学出版部、一九七八年）に訳出されているものは、それを参照した。

- (7) 3 *Inst.* p. 107.
- (8) 3 *Inst.* p. 56
- (9) 3 *Inst.* p. 220.
- (10) 3 *Inst.* p. 212.
- (11) 1 *Inst.* p. 373 b.
- (12) *Leviathan*, p. 144. 邦訳一八四ページ。
- (13) 3 *Inst.* p. 40.
- (14) 3 *Inst.* pp. 39 ff.
- (15) ロラード派以前には、ユダヤ教に改宗した者がウィリアム征服王の時代に火刑された事例が一つだけある、とホッブズは述べている (p. 127)。イングラント人は、「世界中でもっとも教皇に従順な国民であった」(p. 128)
- (16) この文は、「レガートは理性の法によって火刑に処せられた、と君がいうのなら……」という言葉につづくものである。理性 (reason) も釣り合う (proportion) もラテン語では ratio であり、ホッブズは要するに、異端を火刑に処することは理性に反する *νπερ τὸν λόγον*。 Cf. Cropsey, "Introduction," p. 37.
- (17) 3 *Inst.* p. 210.
- (18) 3 *Inst.* pp. 119 ff.
- (19) 3 *Inst.* p. 199. タットク自身は、大枚の金を教区の救貧箱に投じることによって、ホイットギフトから、彼とその夫人レイディハンティンが肉食を禁じられた日に肉食する^{こと}の許可をえつつある。C. Hill, *Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England* (London: Seckes & Warburg; 1964), p. 324.
- (20) 3 *Inst.* pp. 207 ff.
- (21) J. Dewey, *The Motivation of Hobbes's Political Philosophy*, rep. in *Thomas Hobbes in his Time*, ed. by R. Ross, H. ホッブズの法理論 (高野)

W. Schneider, T. Waldman (Minneapolis: University of Minnesota Press, 1974), p. 18.

(22) R. Overton, "An Appeal from the Commons to the Free People," 1647, in *Puritanism and Liberty*, ed. by A. S. P. Woodhouse (London: G. M. Dent; 1938), pp. 323-4.

(23) オーヴァートンも、「法の衡平はその文言にせよ。文言は衡平の下位に立ち、それに従属する」と述べている。Overton, "An Appeal From the Commons to the Free People," in Woodhouse, *op. cit.*, p. 326.

(24) ホッブズは『リヴァイアサン』でもこの問題を論じ、ある場合には裁判官が、「法の文言にしたがってはならない」こともあると述べている。Leviathan, p. 146. 邦訳一八五ページ。

四 人民の安全 (salus populi) と議会

前節において我々はクックの法理論に対するホッブズの批判を検討した。彼が繰り返し立証しようとしたことは、要するにクックが「自然的理性からなら議論を導出してはいない」(p. 14) ということであった。したがって、クックのいう「長期の研究、観察そして経験によって獲得された理性の人工的完成」にして「最高の理性」たる「法的理性」は、自然的理性に依拠するホッブズの立場からすればなら理性の名にも値しないということになる。さてそれでは、ホッブズの立場からして理性にもとづく法の理論とはいかなるものか、あるいは少くともそのような理論の基底というべき法を法たらしむる原理とは何か。我々は次にこれをホッブズに問わなければならない。彼は、この問に対するきわめて明解な解答を大逆罪を論ずる行論の中に用意していた。

あらためていうまでもなく、ホッブズの生きた時代は、ピューリタン革命を「時のうねりの頂点」とする激動の時代であった。彼もまた時代の波に巻き込まれ、一六四〇年長期議会が開かれるといち早くフランスへ亡命しながら、五一年にはひそかに帰国して共和国に服従し、そして六〇年の王政復古を迎えた。彼のこの間の行動はその無神論とあいまって彼を

激しい批判の矢面に立たせ、彼が『リヴァイアサン』を書いたのは cromwell のためであると非難された。したがって、ホッブズにとって大逆罪は、きわめて微妙な問題であって、論ずるにかたくかつ避けて通りえない論題であったといえよう。

この問題を論ずるにあたって、ホッブズはまず「法律家」にエドワード三世第二五年の制定法における叛逆罪の規定を説明させる。しかし、「哲学者」はこの説明に「満足できない」。彼によれば、叛逆罪は「おのずからなる犯罪」であり、また、大逆罪は考えうる最高の犯罪であり、「理性がこれを犯罪とする」。したがって、問題は、制定法の規定ではなく、「たんなる自然的理性による以外それを定義する他の能力をまったく持たない人」にとって明証的な叛逆罪とりわけ大逆罪に関する定義を与えることにある。この問題に対して「法律家」が答えられないと見るや、「哲学者」は自問自答するかたちで、「*Salus Populi* が *Suprema Lex* である。すなわち、人民の安全が至高の法である」と述べて、以下これを原理として七種の大逆罪を導出するのである (pp. 101-103)。

周知のように、*salus populi* は、絶対主義に対抗する勢力のみならず、絶対主義の側もまた自己正当化のために用いた常套句であった。ホッブズは、この両義的で問題のとさえいえる語句をここで訳すにあたって、公共の福祉とか人民の幸福に相当する訳語を用いてはいない。『対話』のホッブズにとって *salus populi* はあくまでも「人民の安全」を意味したのである。我々はすでに前節において、彼がみずからを普通の人、庶民と規定し、その庶民の一人として、「私も、君も、いかなる人間であれ、破滅させられてよい人間などいようはずがない」と叫んでいたことに言及した。この庶民の叫び、それはすなわち、「たんなる自然的理性」以外の能力を持たない人間といえども、自己の生命、生活の存続を求めるがゆえに発せざるをえない平和への願いである。ホッブズの「人民の安全が至高の法」の原理は、この願いを定式化するところに成立する。したがって、大逆罪とは、この原理に反して、庶民の願いを踏みにじり、「人民の破滅」(p. 103-3)をも

たらず行為、すなわち、平和を破壊して、「あらゆる法を一挙に無効として……敵対へと復帰」する行為なのである。⁽¹⁾こうして、ホッブズは、大逆罪を論じながら、「人民の安全」の原理を強調することによって、「平和を求めそれに従え」というあの基本的自然法と、それに先行する自己保存の自然権の確認をここでも迫っているのだといえよう。そして、この「人民の安全」の原理は、『対話』全編をつうじて、法及び政治にかかわることからの究極の判断基準とされているのである。

ピューリタン革命における議会派の理論家ヘンリー・パーカーは、自己保存を「あらゆる人間の法のうちもつとも超越的かつ支配的な第一動者⁽²⁾」と呼び、「国王の尊厳は人民を保存するために建てられたのであって、人民が国王に奉仕するために創られたのではない。……このことは、我々をして、あらゆる政治の究極的な頂点⁽³⁾、すべての法を法たらしむる至上の法、すなわち *Salus Populi* へと導く。国王大権の法自体、この法には従属する⁽³⁾」と述べた。また、前述したオーヴァトンは、「人民の安全があらゆる政府と統治者の理由である。 *Salus populi est suprema lex* すなわち、人民の安全があらゆるコモンウェルスの至高の法である」と語り、「叛逆の真の定義」を述べるといって、「実に叛逆とは人間社会の破壊にほかならない。すなわちそれは公共の安全、共存、平和の徹底的破壊、あるいは一つの国民もしくは国家の……隷属に資する行為である⁽⁴⁾」と論じた。もとより、パーカーや、パーカーよりはるかに急進的であったオーヴァトンと、ホッブズを同一線上で論ずることは軽率の譏りを免れない。しかし、「人民の安全」の破壊をもっていわば大逆罪の構成要件とするホッブズの理論に対して、このような罪を犯す可能性があるのは、人民ではなく支配者の側ではないかという疑問もまた払拭しえないであろう。実際彼は、『法の原理』、『市民論』そして『リヴァイアサン』のすべてにおいて、⁽⁵⁾「人民の安全」を自然法にもとづく主権者の義務として論じているのである。そして、この疑問を背景としてホッブズの論理を極限にまで延長するならば、罪名の筆頭に大逆罪を掲げてチャールズを断罪した革命裁判をそれによって正当化することも、⁽⁶⁾

論理的には不可能ではないということになる。

さて翻えつてホッブズのクック批判を顧みると、そこにも「人民の安全」の原理が貫かれていたことがあらためて了解されよう。すなわち、「いつの世からとなく」連続的に蓄積されてきた法に関する知識の専門性を強調し、それを「秘儀」と化して、法曹の独占物たらしめようとするクックの理論には、法を「民衆に対していたるところで仕掛けられたわな」⁽⁷⁾となす危険が秘められていた。クックによって裁かれたローリが、「法は、その本質において、耳の聞こえぬ暴君以外の何物でもない」⁽⁸⁾と叫び、レヴェラーズやディガーズが法律家に激しい反感を抱いた理由は一つにはそこにあった。そして前節で検討したホッブズのクック批判の主眼は、まさに「人民の安全」を危うくしかねないこの法の「わな」を破壊することにあつたといえよう。その際、ホッブズの視座は徹底的に弱者にあつた。すなわち、再度述べるならば、わずかにリングの物を盗んだ者、りんごを盗ろうとして誤って人を殺した少年、無実でありながら有力者を恐れて逃亡した者、異端のゆえに火刑に処せられる者、そして法について無知であるがために法益を剝奪される者、「権力の最高の哲学者」⁽¹⁰⁾たるホッブズの立脚点は、実にこれら権力を持たない人々、権利を「遺産と考える」ことをえない人々にあつたのである。

『対話』においてホッブズは、クック批判の域にとどまることなく、彼自身の法に関する思想をも積極的に展開した。『対話』のこの側面を手短に要約すれば、課税権と徴兵権とを保持する主権者Ⅱ国王の必要性を説き、その主権者が立法及び司法の権限をあわせもつこと (pp. 57-77)、法とは臣民に対する主権者の命令であつて、臣民がなしうることとなしうべからざることを「公にかつ明白に宣言する」ものであること (p. 71)、さらには、制定法のコモン・ローに対する優位と大法官府裁判所のコモン・ロー裁判所に対する優位 (pp. 77-101) を主張するものであるということになる。これは、一見絶対主義の論理そのものと思われる主張にはちがいない。しかし、ホッブズはそこにも「人民の安全」の原理を貫徹

せしめるのである。

まず、大法官府裁判所についてであるが、これは、イングランドの複雑きわまりない法及び司法制度の改革を志し、それゆえに大法官の地位に執着したベーコンの計画を継承するものであると、クロプシーは述べている。⁽¹¹⁾そして、ホップズがそこに期待したのはなによりもまず、コモン・ロー裁判所による誤審の救済であった (pp. 84ff.)。

ホップズの法の定義と彼が制定法を優位せしめたことについては、それがクックたちによる法の「秘儀」化⁽¹²⁾に對抗するものであることは容易に了解されよう。ホップズによれば、イングランドの人民の多くは議会でいかなる法が制定されたか知らされておらず、また、ほとんどの法が彼らに理解できない言語——ラテン語やロー・フレンチ——で記されている。これでは法を遵守することは事実上不可能であり、この状態を放置して、法の遵守を強制すれば、法は人民にとって完全に「わな」と化すといえよう。したがって、彼は、法のなんたるかに留意することが人民の義務であるという主張を「法律家」に述べさせながら、それを否定して、「人民に対して公にかつ明白に宣言されることをもって法の本質となす」のである。そしてこのことからすれば、いわゆる裁判官制定法^{ジャッジ・メイド・ロー}は法たるの要件を満たすとはいいがたく、制定法が優先されることは理の必然であろう。さらに、彼は、制定法を収録した書物——とくに刑法に関するもの——が聖書と同様民衆の手近に配布されるべきだという提案さえ行っている。「法に関する知識は、人間の生命と財産を危険にさらしかねないものであって、どんなに多くとも多すぎることはない」からである (pp. 71-2)。クロプシーは、このようなホップズの計画を「政治的宗教改革」⁽¹³⁾と呼んだ。宗教改革が神と人間との間に介在した聖職者の権力を一掃しようとしたとすれば、ホップズは法と人民との間に介在する法曹の権力を排除しようとしたのである。我々は、革命期にレヴェラーズがホップズの計画と類似した法改革と法典化の要求を提出していたことをここで附言しておかなければならない。⁽¹⁴⁾

さて次に、ホップズの国王Ⅱ主権者に関する所説についてであるが、これを理解するにあたって、「イングランドの法

がこのようなものである以上、必要なのは慈悲深い君主である⁽¹⁵⁾とローリに語らざるをえなくせしめた状況を、ホッブズもまた前提としていたことを忘れてはならない。ホッブズは、法とならんで彼にとって切実な問題であった宗教を論じて、周知のエラスティアニズムを主張したが、そこには、国王に依拠して、国王以上に個人の内面世界を蹂躪していた諸宗教勢力を排除しようとする意図が歴然としていた。法の問題においても、「書かれたると書かれざるとを問わず神の法には服従するが、他のいかなる法にもしたがわない」(p. 67) 国王に対して、法をわたと化しかねないクックら法曹の権力の排除と新たな法体系の創設を期待するという論法は、十分了解可能なものであったといえよう。このような論理は『対話』の中にも散見する。しかし、彼はまったく無疑問的に国王への信頼を語っているわけではけっしてない。

「神は、人民のために国王を創ったのであって、国王のために人民を創ったのではない」(p. 62)。先に引用したパーカー⁽¹⁶⁾を思わしめるこの言葉は、クロプシーもいうように、かつては、「ホッブズとはおよそ無縁の思想と思われてきたもの」⁽¹⁷⁾かもしれない。しかし、『対話』において彼が国王を論ずる際に準拠した原理はこれであったといえる。彼は、課税権と徴兵権及び軍事に関する権限を保持する国王＝主権者の必要性を力説するが、その理由はひとえに、そのような国王の存在を欠くならば、人民が、さらにいえば「庶民の一人である」この「私」が、「傲慢不遜な異国人の支配」あるいは「内乱渦中の諸党派の残虐」を免れえないということにあった(p. 61)。これは逆にいえば、「人民を外敵に対して防衛し、国内においては人民の間の平和を維持することは、国王に課せられた責務」であり、「国王がその最大の努力をもって国王がこの義務を履行しようとしなないとすれば、その国王は罪を犯すのである」(p. 63) という主張となる。ホッブズは、国王の人民防衛の義務を論ずるにあたって、「無神論者」たる彼にはそぐわないこの「罪」という語を奇異に感じられるほど頻繁に使用するのである(pp. 63-5)。

周知のように、国王を法の源泉とするホッブズの論理によれば、国王が遵守しなければならない法は人定法のうちには

存在しない。実際問題としても、彼によれば、隣国が外敵に侵略され、その危険がまさに自国にも及ぼうとするときに、課税には議会の同意を要するという法が存在したとして、国王がその法に束縛され戦費の調達ができなければ、「時を失する」。議会が閉会中であれば招集に六週間を要し、また審議に同程度の時間を必要とするからである (p. 65)。ピューリタン革命の原因の一つが税の問題であったことからすれば、この議論はホッブズのステュアート擁護論のように見える。その点は完全には否定できないとしても、ホッブズはここで主権の本質を語っていると解すべきであろう。そのことを立証するかのように、彼は予想される反論を封じるために、チャールズから主権を奪った議会、あるいは共和国を転じて君主政としたクロムウェルは、マグナ・カルタやその他の制定法を顧慮して、課税をさしひかえたであろうかと問うている (p. 64)。

しかしながら、このような国王あるいは主権者といえども遵守しなければならぬより高次の規範が存在する。それはいうまでもなく、「人民の安全が至高の法」という原理であり、「国王は人民の安全について全能なる神にその責任を問われる」(p. 61)のである。国王の罪とは無論、この人民の安全を維持するという義務の違反にほかならない。国王がこの義務を履行しなかった場合、いかなる事態が生起するのか。この点については、ホッブズ自身の行動が語っているともいえる。すなわち、彼は前述したように、五一年に共和国に帰順したが、のちに、そのことを「保護と服従は相互的である」と述べて正当化したのである。⁽¹⁸⁾

以上のように検討してくるならば、「神は、人民のために国王を創った」と語ったホッブズは、もっぱら人民防衛の手段という観点から国王を論じていたといえよう。このことは、彼が、「栄光を求めてアレキサンダー大王の行動を模倣する国王」に対する嫌悪感をあらわに表白していることから知られる。彼によれば、このような国王の下での臣民は、「必ずしももつとも快適な生活を送るとはいえず、また、通常、そのような国王が長期にわたってその征服を享受するこ

ともない」(p. 60)。ホッブズが、課税や徴兵などについて国王を束縛する法を否定したことについては先に述べたが、この種の国王は例外であった。彼はいう、「そのような制定法は、征服の栄光を求めて、他国民を苦しめることにみずからの臣民の生命と財産の一部を費し、残りの臣民が党派に分かれて自滅するのを放置するような国王に対して、ある種の困難を作り出すものとしては……大変結構なものである」(p. 61)。と。こうして、ホッブズの関心は徹頭徹尾人民の安全に存したのであり、他国を侵略して覇をとなえるという発想は、彼とはほど遠かったのである。

さて、ここまで我々は、イングランドにおいて法を作るのは誰かという、およそ法を論ずる際のもっとも肝要な問題を留保してきた。したがって、次にこの点に関するホッブズの見解を考察しなければならない。

ホッブズにとって、クックのいう「法の人工的理性」は人民をわなに陥れかねないものであって、断固排斥すべきものであった。とはいえ、他方、万人の「自然的理性」のアナーキーも彼の望むところではありえなかった。したがって、彼は理性及び法に関するノミナリスティックな理解をここでも展開する。「人々の間で同意を見た普遍的理性なるものは、主権を有する人の理性以外にはいかなる国民のうちにも存在しない。たしかに、その人の理性も一人の人間の理性にすぎないが、それは、福音の中で救い主が説き明かしたかの普遍的理性の座を占むべく設立されたものである」(p. 67)。また、彼は、クックを論駁しながらその用語を奪い取って、「国王の理性は、それが助言と審議とにもとづいて公に宣言されたときには、あの法の魂、そして最高の理性となる」(p. 68)と述べている。そして、この意味における普遍的理性、最高の理性の保持者たる国王が「唯一の立法者」(p. 68)とされる。かくして、「英知ではなく權威が法を作る」(p. 69)のであり、さらには、先述した法とは主権者の命令であるとする彼の周知の法の定義が語られる。彼は、次のようにも述べている。「アテナイの法を作ったのは……ソロンではなく、「アテナイの主権者であった」人民の最高会議であり、ユスティニアヌスの時代にローマ帝国の法を作ったのは、ローマの法律家ではなく、ユスティニアヌスその人であった」。「法を起

草する (pen) のが誰であろうと、イングランドにおいて法を作る (make) のは国王である」(p. 59)。

右のホッブズの言葉を「字義通り」に受取るならば、彼はその急進的ノミナリズムを法の理論にも適用し、法はすべて「最高の理性」とされる国王の理性の所産であり、内容の如何を問うことなくいかなる法にも服従すべきであると説いたということになる。しかし、我々がすでに検討してきたホッブズは、制定法の前でもみずからの「理性を停止」せしめず、それを批判していた。また、彼は、普遍的理性の保持者であるはずの国王が立法において誤謬を犯す可能性に言及し (p. 63)、そのみならず、あのイスラエルの王ダヴィデさえ、欲望に駆られて理性を失った際には、あまりにも苛酷な、したがって誤った法を制定しかねなかったことをほのめかしている (p. 72 & p. 141)。このような矛盾に直面したとき、我々は、まさにホッブズのいうところにしたがい、「字義通りの解釈」を捨て、精緻なレトリックの間隙に彼が前述のような言葉を述べた「意図」を問わなければならない (Cf. p. 97)。

クロプシーが指摘する⁽¹⁹⁾ように、ホッブズは、法を「起草することと法を「作る」ことを区別したうえで、「イングランドにおいて法を作るのは国王である」と述べていた。この国王が法を作るということの意味について彼は次のように説明する。すなわち、彼によれば、「法はそれだけでは死文にすぎず」、人間になにごとかを命じ、あるいは違反した者を罰する力を持たない。この法に対して十分な強制力を附与して、それを「生きた法、武装せる法」とするのは、主権者であり国王なのである。したがって、「法を有効ならしむる」という意味において、国王が法を「作る」のである (pp. 58-9)。これはたしかに、立法過程における国王の一つの重要な機能を説得的に説明する議論であろう。しかし、法を起草することすなわち法の内容の決定との関連において、国王はいかなる役割を果すのであろうか。我々は、この点についての十分な説明をホッブズから聞くことはできないのである。いやしくも法を問題とするとき、法の有効性とならんで法の内容が最大の肝心事の一つとなることは、何人も否みえないであろう。この点についておそらくは意識的に黙して語らないホッ

ブズの議論は、それを少々延長すると、立法過程における国王の役割は、「法を起草するのが誰であろうと」、その起草された「法を有効ならしむる」機関としてノミナルな機能を果すことにあるということになりはしまいか。いずれにしても、我々は、ホッブズの断言にもかかわらず、今一度、イングランドにおいて法を「起草」し法を「作る」のは誰かと問わなければならないのである。

ところで、ホッブズは上述のように、国王の理性が「法の魂、そして最高の理性」であると論じたが、その際、「それが助言と審議とにもとづいて公に宣言されたときには」との条件を附していた。また、彼が制定法のコモン・ローに対する優位を主張したことにすでに触れたが、そのこととの関連で彼は、「制定法に関していえば、それはつねに法でありまた理性でもある。というのは、制定法は全王国の同意によって作られるからである。しかし、先例はたがい矛盾した判決にすぎない」(p. 86)と述べていた。さらに彼は、「成文法が理性に反することはありえない。けだし、各人がみずから同意した法に服従することほど理性になかったことはほかにないからである」(p. 97)とも語っている。ところで、イングランドにおいて立法に際し、「助言と審議」を行い、「全王国の同意」を保証する機関とは、いうまでもなく議会にはほかならない。かくして我々は、先ほどの問に答える地点にようやく達した。すなわち、イングランドにおいては国王が法を作るが、その際、議会の「助言と審議」そして「同意」を必要不可欠な条件とする、⁽²⁰⁾ホッブズの解答はこれであった。そして実のところ、ホッブズは『対話』の全編をつうじてこのことを主張し、それとの関連において議会を論じていたのである。

まず『対話』の冒頭、ホッブズは、クックの裁判官が法を作るといふ観念を否定し、「イングランドのすべての法は、イングランドの国王が議会における貴族及び庶民と協議のうえで作るのである」(傍点ホッブズ、p. 55)と述べていた。さらに、『主権について』の章で、「法律家」は、国王が唯一の立法者であることを承認しながら、「国王が、議会の貴族と

協議することなく、また、庶民の苦情や訴えを聞こうとしなければ、彼は神に対して罪を犯す」という留保を附し、「哲学者」もこれに同意している (p. 88)。異端の問題との関連では、ホッブズは、「犯罪の処罰はただ国王だけがそれを決定することができるが、処罰が生命あるいは身体に及ぶ場合には議会の同意を必要とする」と語っていた。そして、『対話』の末尾においてホッブズは再びこの議会というテーマに立ち戻るのである。

我々はこれまでホッブズの鋭利きわまりないクック批判を縷々検討してきた。しかるに、彼は、この『対話』を終えるに際し、それまでの批判の姿勢から一変し、この点ではクックの見解に与する⁽²¹⁾と明言して、議会の歴史を語るのである。

すなわち、「哲学者」は、「いにしへのサクソン人の議会とそれ以後のイングランドの議会は同じものであり。〔この点において〕サー・エドワード・クックは正しいと告白」し、また、「法律家」も、「往昔のサクソンの諸王によって招集されたあの偉大なそして全体的なムートは、征服以後開かれた議会と同じ性質のものであった」と述べる。より具体的にいえば、下院に相当するものについては、「王国のもっとも賢明で思慮深い人」がそこに集められたが、「住民が議会へ送り出すべき人々の賢明さあるいは能力に留意することは、そのバラ〔選挙区〕の住民自体のほかには国王にもまた他のいかなる人にもでき」なかつたので、「現在用いられているのと同様の選挙」が行われた。また、上院についても、「ランバート〔ド〕」の説明するところのサクソン法によれば、オールダマン〔州長〕別称アール〔太守〕と呼ばれた一定の身分の高い人々がつねに議会に招集されたことは、明白である」とホッブズは述べる。かくして、彼はイングランドの議会の起源をノルマン・コンクエスト以前、サクソンの時代に求めるのである。しかも彼は、議会の歴史を説くこの文脈において再び、立法には人民の同意が必要であるという主張を繰り返す。すなわち、「法律家」がランバードに依拠して、サクソンの王たちは「司教や王国のもっとも賢明で思慮深い人々の大部分を招集し、この人々の助言にもとづいて法を作った」と述べたのを受けて、「哲学者」は次のように語る。「成人に達し正常な精神を有する国王にして、その他の方法で法を作る国

王はこの世界のどこにも存在しなう」(pp. 165-8)。

さて、右のようなホッブズの議会に関する所説は、彼がクックを批判した論理と明らかに矛盾している。まず第一には、彼は、彼の時代のイングランド議会の起源をノルマン・コンクェスト以前にさかのぼらせたが、これが第二節で述べた彼の征服に関する主張と相容れないことは明らかであろう。第二に、イングランドの慣習にすぎないことを理性の要請とみなしたクックを批判しながら、彼自身、議会の関与を立法の必要不可欠の条件とする、イングランドの歴史に由来し、したがってイングランドにのみ妥当する論理を、世界のいずれの国においても通用する論理として主張していた。しかし、あえて強弁することを許されるならば、ホッブズのようなつねに首尾一貫した論理を追求する思想家が、おそらくは十分自覚したうえで矛盾したことを述べている場合、そこにこそ、その思想家の真の主張を認めるべきであるとはいえないだろうか。

では、ホッブズの真の主張とは何か。すでに述べたことを繰り返すことになるが、それはすなわち、イングランドにおいて法は議会の「助言と審議」を経て、つまりは「全王国の同意」にもとづいて作られなければならない、これに反し、国王が独断と恣意によって法を作ることは、ノルマン・コンクェスト以前にさかのぼってもなかったことであり、したがって、現在の国王もなすべからざることであって、そのようなことをなす国王は「正常な精神」を欠いている、という主張⁽²²⁾ということになる。これが、ホッブズがその遺書というべき書物において我々に語りかけることのであらであった。そして、これを語り終えたとき、この『対話』は、その始りと同様きわめて唐突なかたちで閉じられるのである。

(1) ホッブズは「人民の安全が至高の法」という原理から導出されるものとして、七種の大逆罪を挙げたが、そのうち四種に「人民の破滅」という言葉を用い、一種には「人民の防衛を不可能ならしむる」と述べて、その大逆罪たる所以を説明している。「人民」について言及のないのは二種であり、(2)として述べられている「国王に対して戦争を挑み……国王の敵を援助する……」

こと」及び、(e)として述べられる「……現に君臨する国王が合法的な国王であることを否定する……こと」である。この二種に人民への言及がないことについて、クロプシーは詳細な説明を行っている。それを参考に私の推測を述べると、ここには革命下イングリッドで生活した人々——ホッブズも含まれる——の問題が伏在するのではないかと考える。つまり、たとえばクロムウェルが「現に君臨する国王」となって以降、その合法性を否定し、亡命の国王を援助することは大逆罪に相当する行為であった、とホッブズは論じているのではないだろうか。他の作品で彼は、国王の敵と戦って敗れ、服従とみかえりに生命を救われた者がそのかつての敵に「武器を向けることは合法的ではなう」と述べている。 *The English Works of Thomas Hobbes*, Vol. IV second rep. (Germang: Sciertia Verlay, Aalen, 1966), p. 421. [以下「全集」E. W. と表記する] なお、『対話』でホッブズが叛逆者が敵であると強調しているのは、敵として殺されるほうが、前節で述べた大逆罪の刑を受けるよりむしろ好ましい。 Cf. Cropsey, "Introduction," pp. 30 ff.

- (2) Henry Parker, "Observations upon Some of His Majestis Late Answers and Expresses," 1642, in *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution* ed. by W. Haller, p. 16 [182].
- (3) *Ibid.*, p. 3 [169].
- (4) Overton, "An Appeal From the Commons to the Free People." in Woodhouse, *op. cit.*, p. 329-330.
- (5) *The Elements of Law*, ed. by F. Tönnies (Cambridge: Cambridge University Press, 1928), p. 179. *De Cive*, The English Version, ed. by H. Warrender (Oxford: At The Clarendon Press, 1983), p. 157. *Leviathan*, p. 175. 邦訳二二〇頁シ。 *なまが* 'salus populi' の内容と「なまが」の三書で多少異同がある。
- (6) S. R. Gardiner, *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660* (Oxford: At The Clarendon Press, 1906), pp. 377-380.
- (7) F. Bacon, *The Works of Francis Bacon*, Vol. VI, ed. by J. Spedding (London: Longman, 1861), p. 507. *なまが* C. Hill, *Intellectual Origins of the English Revolution* (Oxford: Oxford University Press, 1965) 福田良子訳 『ヘギリム革命の思想的先駆者たち』(岩波書店、一九七二年) 三九七ページの翻訳を参照した。
- (8) 同訳書同ページの引用。
- (9) たとえばジョン・ウォアは、「イングリッドの法は、ほとんど疑惑に満ち、相互に矛盾をきたしている。その理由は、イングリッドの法を考案し制定したのが、全世界でもっとも争いを好み、論争や訴訟の策略においてももっとも欺瞞的な国民であるノル

マン人だったことにある」という言葉を掲げて、当時のイングランドの法の状態を糾弾している。「John Warr, *The Corruption and Deficiency of the Lawes of England Soberty Discovered*,” in *Divine Right and Democracy*, ed. by D. Wooton, p. 148. なお、彼らにとってはクックの見解とは逆に、マクナ・カルタもモモン・ローも「ノルマンの軛」にほかならなかった。

(10) C. F. Friedrich, *An Introduction to Political Theory* (1967). 安世舟・村田克己他訳『政治学入門』（学陽書房、一九七七年）一七三ページ。

(11) Cropsey, “Introduction,” pp. 14-5.

(12) 「裁判官たちは若干の議会制定法の公布を禁止する心がまえば完全にできていた。それらの制定法が民衆の間に広く行き渡れば危険かもしれないと考えたのである。クック自身……『……印刷公布されるべきは、今後公共の安寧に役だつような判例とするべきものに限る』ように用心した」。ヒル『前掲訳書四四一ページ。

(13) Cropsey, “Introduction,” p. 25.

(14) 一例を挙げると、オーヴァートンは、「(ラテン語やフランス語に対する能力「の欠如」から庶民の手のとどかないものとされている)この国のすべての法律は英語に翻訳されるべきである。また、すべての記録、命令、被告召喚令状、令状……は英語で記され発行されるべきである……」との提案を行っている。R. Overton, “An Appeal From the Commons to the Free People,” in Woodhouse, *op. cit.*, p. 336. 同様にクックは、熱烈なナショナルリストとして、彼の『提要』と『判令集』を英語で書き、その点において画期的な法律家であった。彼は心ならずも、彼の死後あらわれた急進主義者の先駆となったともいえる。ヒルは、クックをルターになぞらえて説明している。その点及びレヴェラーズの法改革について、ヒル『前掲訳書』四四五ページ以下参照。

(15) ヒル『前掲訳書』二九七ページの引用。

(16) オーヴァートンも、一六四七年当時の事実上の主権者であった議会の議員について、「彼らは人民のために作られたのであって、人民が彼らのために作られたのではない」と述べている。R. Overton, “An Appeal From the Commons to the Free People,” in Woodhouse, *op. cit.*, p. 329. 但し、ホップズと同様の言葉は、シホイトマン一書に述べている。James I. *op. cit.*, p. 55.

(17) Cropsey, “Introduction,” p. 21.

(18) E. W. IV, p. 421

(19) Cropsey, “Introduction,” pp. 20ff.

(20) ホッブズは、議会の歴史を述べる直前、主権者には政治的能力と自然的能力の二重の能力があり(p. 160)、国王は他の主権者と異りこの二つの能力を一身にあわせもつが、「君主が彼の王国の人民の同意によって命じ行ふことはその政治的能力においてなされるというのが正当である」(p. 162)という議論を展開している。この議論を援用するというならば、イングランドでは国王が法を作るが、それはその政治的能力においてであるともいえよう。なお、国王の能力あるいは人格の二重性は、クックもカルヴァン事件をめぐって論じているが、彼はむしろそこでは「国王の自然的人格」への忠誠を説いている。7 Co. Rep. pp. 10 aff. Cf. D. M. Jones, *op. cit.*, pp. 328 ff.

(21) 1 *Inst.* p. 110 a & 4 *Inst.* chap. 1

(22) しかし、このようなホッブズの主張が、権力の分立を否定し、君主政を最良の統治形態とする彼の周知の立場と矛盾することは否めない。ここでホッブズは、国王のみならず「議会」の復古でもあったと評される(ガーディナー)王政復古後の政治状況を踏まえていると考えるべきであろう。

五 むすびにかえて

ホッブズ思想には革命がひそんでいた。このように述べると、ただちにいくたの反論が提起されよう。しかし、我々はいままで、ホッブズの遺書たる『対話』を検討してきたが、彼がそこで展開した主張は、王政復古以後の政治状況を考へれば、相当過激なものであったといえよう。前節末尾で述べた彼の議会論について、クロプシーは、ホッブズの議会に対する「称讃」が国王や主教を始め多くの同時代の人々の「不興」を買うことは必至であり、そのことを恐れたホッブズが、いかにも唐突に筆をおいて、『対話』を未完成と思わせるかたちそのままにとどめたとも考えられると述べている。⁽¹⁾

また、本稿において我々は、理性の名においてクックを批判し、イングランドの法の改革をめざしたホッブズの姿を跡付けたが、その過程で彼の思想とレヴェラーズ思想との顕著な類似性にもいくたびか言及した。両者の間には、議会に対する評価などの点において重大な差異が認められる。しかし、C・ヒルがレヴェラーズの運動について次のように述べるのを聞けば、その言葉がそのままホッブズにも妥当することは、さして異論のないところであろう。ヒルはいう、

「それは目ざましい轉換であつた。すなわち、かつて存在した権利を回復することから、その権利が当然存在すべき権利であることを理由としてそれを追求することへの轉換、歴史神話学から政治哲学への轉換であつた」(2) (傍点ヒル)、と。すなわち、ホッブズの場合にはあくまでも思想の革命に限定されるとはいへ、彼もまた革命の思想家だったのである。

それでは、ホッブズの思想の革命性はいずこに存するのか。いうまでもなく、それは、自己保存を内容とする彼の自然権の思想にある。第三節の冒頭で述べたことを繰り返すことになるが、彼は、戦争や内乱といった例外状況それに自然状態をいわば強力な還元剤として、一切の人間を「人間以外のなものでもない」存在へと還元し、その結果原理的に平等とされた人間が生死の境においてひとしく抱かざるをえない自己の生命存続の願望を、大胆にも自然権として定式化したのである。こうして、彼は、政治思想の伝統の中に人間の生物学的生命の尊厳という原理を招き入れた。あるいは我々は、ホッブズにおいて、「生命の問題が政治の問題に反映される」⁽³⁾にいたつたということが許されるかもしれない。

マキアヴェッリは、死の二カ月前、親友に宛てた書簡の中で、「私は我が魂よりも我が祖国を愛する」⁽⁴⁾という有名な言葉を述べた。彼にさらに問えば、「みづからの魂よりも祖国を愛する者に、生命の惜しかろうはずもない」と答えたであらう。しかし、我々はホッブズからこのような言葉を聞くことはない。すでに繰り返し述べたように、彼においてはつねに、「庶民の一人」たるこの「私」の生命の維持が最大の関心事なのである。たとえば、彼はいわゆる「正戦」の観念など歯牙にもかけない。隣国がいかなる理由によって侵略されようと、「その侵略者が私の安全を維持する意志と能力とを有する……かぎり、私はなんらそのようなこと〔隣国に対する侵略者の戦争が正義にもとづいているか否か〕など問題とはしない」(p. 65)のである。

こうして、ホッブズの思想は、マキアヴェッリの「我が祖国」に相当するものの欠如と「我が生命」存続の徹底的追求とに、その最大の特徴があるといえるであらう。しかし、このように述べたとき、一つの疑問が生じる。果して、「我が

生命」よりも愛すべきものをまったく排除し去ったところに、人間にのみ固有の現象としての政治に関する思想は存立しうるのだろうか。たんにみずからの生命の維持、存続を求めることは人間のみならず動物も行うところである。⁽⁵⁾ たしかに人間も動物である以上、生命維持の必然性に駆り立てられて我々はそのために必要な行動をなすことをよぎなくされる。しかし、我々が人間である所以はそのような必然性を越え出たところに存し、また、そこにこそ政治の領域があるのではないのか。ホッブズはその点についてなにも述べてはいない。こうして、我々は再び問わなければならない。ホッブズは、マキアヴェッリと同じ意味で「政治」思想家であったのかと。J・W・N・ワトキンスは、ホッブズこそイギリスが世に送り出した、ただ一人の「第一級の政治哲学者」であると述べている。⁽⁶⁾ このホッブズに対して、その非政治性を云々することはいかにも奇矯の憾をなしとしない。しかし、次に見るように、彼の思想は、政治に背を向けるかのような傾向、あるいは政治に対する諦念というべきものを、そもそも内包していたのである。

彼は『対話』の中で、「誰が勝利をえようと、そんなことは問題ではない」(p. 83) というのが、革命下の庶民の気持であったと述べている。肝要なことはここでも生命の安全を確保することであって、そのためには多少税金を取られるといった不都合は甘受しなければならない。「我々人間たるにすぎない者の状況がいかなる不都合をもこうむるべきものではないなどと考えることは、全能なる神に争論を挑むことであって、不正である」(p. 84)。国王に課税権を認めるホッブズの論法は、要するにこれなのである。ここに、「不都合」の解消を、さらにはその究極に理想社会の構築を、政治に対して期待するという姿勢は感得されないというべきであろう。

また、ホッブズの他の著作を見ても、政治への積極的な参加を奨励し、あるいはそのことの喜びを述べるような個所はまず皆無と⁽⁷⁾ いうていい。『法の原理』において、彼は、「官職は骨折りと気苦勞とを要し……重荷と理解される」と述べている。したがって、罷免こそが「恩恵」なのである。⁽⁷⁾ ホッブズが民主政より君主政のほうがすぐれていると主張したこと

は広く知られているが、『市民論』において彼はその理由を次のように説明している。民主政、すなわち、「すべての人間が公の仕事にかかわりを持つところでは」、必ずや「知恵、知識そして雄弁」の競争が生じ、「自分の蔑む者の意見が自分の意見より重用されるのを見」、「自分の知恵が自分の面前で見くびられ」るなどのことが不可避であり、その挙句に「憎み憎まれる」ことにもなつて、しかも「自分自身の家族の事情を忘却する」結果に終る。⁽⁸⁾これに反し、「君主政においては、「公務から」退りぞいた生活を送ろうとする者はすべて、統治する人をその欲するがままにまかせておけば、危険を免がれる。野心を抱く者だけが罰を受け、他の者はより強力な人々の侵害から保護されるからである」⁽⁹⁾。

語の定義に始まり、厳密な推論の積み重ねによって築き上げられるホッブズの壮大な国家論が、彼の理論的熱情と赫々たる実践的関心がいまわって始めて成立したものであることはもとより疑うをえない。しかし、『リヴァイアサン』において、彼は、そうして構築した「地上にならぶものなき権力」を保持する国家もまた、「死すべき者が作るものはすべて死を免れない」⁽¹⁰⁾という冷徹な運命の支配下にあると述べている。かくして、彼はいわばその政治理論の到達点において、人間の政治的営為の無力さをあらわに表白したというべきであろう。

ホッブズは、理想国家の建設さらにいえばポリスの再興を志しながら、他方、その望みがもはや完全に実現不可能となつたことを知りつくしていた思想家であつたとはいえないだろうか。私は、ホッブズをして右に述べたような諦念、諦観を抱かしためたもの、あえていえば彼を「非政治的な」政治思想家たらしめたものを、「市民精神シテイズンシップの不俱戴天の敵」⁽¹¹⁾たるキリスト教、とりわけプロテスタンティズムに求め、それとの格闘の所産として彼の政治理論を理解する。しかし、その点についてはすでにいくたびか論じたので、⁽¹²⁾ここでは、彼の自己保存としての自然権の思想の問題性について、一言述べて本稿の終りとする。

周知のように、パークは、フランス革命の思想を激しく攻撃し、その根底にある自然権や人間の権利の観念を鋭く批判

した。彼は叫んでいる、「私は政治的、社会的人間を考えているのであって、そのほかのものを考えているのではない」⁽¹³⁾。バークの批判がそのままホッブズにも妥当することについてはもはや説明の要はない。しかし、我々は、彼の言葉が我々自身をも批判するものであることを理解しなければならぬ。我々の世紀の政治的悲劇は、数百万人にも及ぶ「政治的、社会的人間」ならざる人々、「人間以外のなにもでもない」人々を実際に生み出し、また、生み出しつづけている。すなわち、亡命者、無国籍者、強制収容所に入れられた人々、難民そしてポート・ピープルである。この人々も無論、「人間である」というたんなる事実のみ由来する権利⁽¹⁴⁾は有したが、それは、その人々の生物学的生命さえ保証することはできなかつたのである。さらにいえば、この人々に強いられた運命を、我々自身とは無縁のものと考え、許されぬ。アレントに倣っていえば、我々は、権利を「遺産と考える」ことをえない昨日の「貧民」であり、「突然の富」⁽¹⁵⁾に幻惑されて、政治活動に「幸福」を感じることができない人間であつて、「人間世界における足場を失つた」⁽¹⁶⁾存在でしかないからである。

- (1) Cropsey, "Introduction," p. 9.
- (2) C. Hill, *Puritanism and Revolution*, p. 75.
- (3) M. Foucault, *L' Histoire de la sexualité I, La volonté de savoir* (Gallimard, 1976). 渡辺守訳『性の歴史 I 知への意志』(新潮社、一九八六年)、一八〇ページ。
- (4) Cited in J. Dunn, *Western Political Theory in the Face of Future* (Cambridge: Cambridge University Press, 1979), p. 68. 半沢孝磨訳『政治思想の未来』(みすず書房、一九八三年)、一〇四ページ。
- (5) ホッブズは、動物にも自然権があると述べているようにも理解される発言を行っている。The *Elements of Law*, pp. 130-1.
- (6) J. W. N. Watkins, *Hobbes's System of Ideas* (London: Hutchinson University Library, 1973), 田中浩・高野清弘訳『ホッブズ——その思想体系』(未来社、一九八八年)、「日本語版への序文」。
- (7) *The Elements of Law*, p. 123.

- (8) *De Cive*, p. 136. Cf. Q. Skinner, "Conquest and Consent: Thomas Hobbes and the Engagement Controversy," in *The Interregnum: The Quest for Settlement, 1646-1660*, ed. by G. E. Aylmer (London, 1972), p. 82.
- (9) *Ibid.*, p. 134.
- (10) *Leviathan*, p. 167. 邦訳二一〇ページ。これとよく似た言葉をローリが述べている。Cited in Dunn, *op. cit.*, p. 58. 『前掲訳書』九〇ページ。
- (11) Dunn, *op. cit.*, p. 68. 『前掲訳書』一〇五ページ。
- (12) 拙稿「アブラハムの精神とホッブズ人間論」『憲法における制度と思想』（成文堂、一九八四年）所収参照。
- (13) Burke, *op. cit.*, p. 150.
- (14) アレント『全体主義の起源2』二四七ページ。この段落の叙述に際し、同書第五章全体を参考にした。
- (15) H. Arendt, *On Revolution* (Harmondsworth; Penguin Books, 1973) 志水速雄訳『革命について』（中央公論社、一九七五年）第三章参照。
- (16) アレント『全体主義の起源2』二八〇ページ。